

令和6年度 事業計画

我が国においては、いよいよ少子化傾向が加速し、昨年1年間の出生数は、前年の80万人を割るという状況からさらに減少し、75.8万人に落ち込んでいます。本市においても令和5年中の出生数は、前年の666人から47人減り、619人に留まり、その減少に歯止めがかからない状況となっています。一方で、2025年問題といわれていた、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる時期がいよいよ訪れ、超高齢化社会の到来がまさに現実的な課題となっております。本市における高齢化率については、年々上昇傾向にあり、現在、約3人に1人が高齢者という状況で、2040年には市民の高齢者割合は実に37.8%になると本市の介護計画において予想されています。

このような状況を踏まえ、鴻巣市では、鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標の一つに、「人口構造の変化に対応した健康で安全・安心な地域づくり」を掲げ、高齢者が住み慣れた地域で安心と生きがいを持った生活ができる地域づくりを推進するとしています。

本シルバー人材センターは、こうした本市の取り組みの中、地域社会における高齢者の社会参加の受け皿として引き続き大いに期待される場所であり、その負託に応えるべく新たな就業機会の創出及び会員への提供を推進し、地域社会の活性化や福祉の向上に今後積極的に寄与していかねばなりません。

令和6年度は、令和4年度から5年間にわたる本シルバー人材センターの目指すべき基本方針である第4次中期計画の中間年であることを念頭に置きながら、以下の8事業の推進を掲げ、また、行政及び関係機関との連携を緊密に行い、各事業について計画的に遂行してまいります。

1. 会員の増強事業

組織基盤の安定と多様化する地域社会のニーズに的確に答えていくためには、会員数の増加を図らなければなりません。会員数については、ここ数年のコロナウィルスの感染拡大や定年延長等の影響もある中、700名前後で推移しています。今後、高齢者人口が増え続ける状況において、新入会員の入会促進を図らなければなりません。

- (1) 市の広報紙「かがやき」の有料広告欄に会員募集及び入会説明会の情報を掲載し引き続き広く市民に対し入会を呼びかける。
- (2) 毎月開催の入会説明会は、吹上ワークプラザと交通利便性の高い市の中心であるクレアこうのすにおいて継続開催していく。
- (3) 自宅からパソコン等によるWebチャンネルにより、仮登録制の入会説明会の予約の促進を図り、入会説明会の省略化を図る。
- (4) 平成30年度から実施している女性向け入会説明会を今年度も開催し、女性の入会促進を図り、会員の女性割合を増加させる。

2. 就業開拓提供事業

就業拡大を図ることで、当センターの運営基盤の安定を築き発展に繋がることから、会員の希望と能力に即した就業ができるよう、鴻巣市や関係機関、企業、家庭等からの就業ニーズの把握に努め、就業機会の拡充を図ります。

- (1) 鴻巣市及び鴻巣市社会福祉協議会が一体となって推進する、今後の地域の高齢者を支える仕組みづくりに参画する。
- (2) お客様満足度調査として、顧客に対してアンケート調査を実施し、今後のサービス向上に努める。
- (3) 理事及び事務局職員が中心となり、行政や企業、家庭等を訪問し積極的な職場開拓を行い、センターのPR活動に努める。
- (4) 福祉施設等の業務受託を積極的に進め、また、女性会員の意向に配慮した就業先の開拓を積極的に進める。

3. シルバー派遣事業

公益財団法人いきいき埼玉の実施事務所として、労働者派遣事業を積極的に推進し、多様な就業機会の確保・提供に努め、派遣事業の拡大を図ります。

- (1) コロナ禍の影響で近年、伸び悩んでいた年間就業延人員は、令和5年度に9千人を超えたことから令和6年度は、1万人を目標として推進する。
- (2) 福祉・介護分野への就業に向けた積極的な職場の開拓を行う。
- (3) 受託業務の見直しを行い、派遣業務への移行推進を図る。
- (4) 派遣事業を実施している旨のチラシの作成と企業等へのPR活動を行う。

4. 普及啓発事業

シルバー人材センターの運営目的や基本理念、仕組み、事業内容等を市民や企業等に理解していただくために、事業の安定した定着化を図るとともに、会員増強と事業拡大のための様々な普及啓発活動を実施します。

- (1) ホームページに最新の情報を掲載し市民へ幅広く周知することで、シルバー人材センターの概要や魅力を紹介する。また、市の広報紙等を通じて会員募集や仕事の受注が図れるようPRに努める。
- (2) 市等主催の「こうのす花まつり」、「ふれあい広場」、「コスモスフェスティバル」、「かわさとフェスティバル」、「産業祭」においては、会員互助会や有志の会員に協力をいただき引き続き積極的に参加する。チラシやPR用品の配布、ゲームコーナーなどを設けて、センターの存在をアピールする。
- (3) 会員が主体となり市内2コースでのボランティアウォークを実施し、社会参加と地域への貢献、当センターの認知度の向上を図る。また、この情報をマスメディアに提供し、PR効果を高める。

5. 研修講習事業

就業機会の拡大には、会員一人ひとりの能力と資質の向上を図り、発注者に質の高いサービスを提供し、満足度を高めていただくことが不可欠であります。

そのため会員の就業能力の向上、また、顧客満足度の向上と新たな就業に結びつけるための研修会や講習会を開催します。

- (1) 植木、襖等の技能講習会
- (2)刈払機取扱い講習会
- (3) 接遇講習会
- (4) 福祉・家事援助サービス講習会

6. 調査研究事業

シルバー人材センターの役割として、会員一人ひとりが健康な体で怪我や病気にならず、いかに健康寿命を延ばし生涯働き続けることができる身体づくりを推進していくことが重要です。会員の運動機能の低下や認知症を防ぎ、健康状態を考慮した就業環境を整えていかなければならないことから、以下の事業に取り組んでいきます。

- (1) シルバー人材センターの会員が、一般の高齢者と比較して、いかに健康面で介護予防に貢献しているかという「会員の元気度」については、以前、関係調査業者の「健康・生活アンケート」を実施していたが、今後は、センター独自の調査等を行う。
- (2) フレイル予防として、健康で働き続けることができる体力と健康な体を維持していくことの大切さを、定時総会等、機会をとらえ会員に周知・啓発する。

7. 安全就業推進事業

「安全はすべてに優先する」ことを、安全（3K）便りやセンターだよりで強く呼びかけ、注意喚起を促すとともに、安全意識の高揚、徹底と事故防止のための研修会や、安全パトロールを実施します。

- (1) 就業現場の安全パトロールを年4回程度実施し事故発生の場合、事故分析を行い今後の安全対策の強化に努める。
- (2) 会員の健康診断の受診を推進し、健康意識の向上に努める。
- (3) 自転車・自動車等の安全講習会を開催し、会員の安全運転意識の高揚を図る。
- (4) 普通救命講習会を開催して、胸部圧迫蘇生とAEDの使用を研修する。

8. フリーランス法への対応

令和5年5月12日に、「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。法律の趣旨を踏まえ、また、フリーランス法の施行を見据え、センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。今後、県連合等からの情報収集に努め、理事会で検討を重ね適切に対応することが必要になってまいります。

- (1) 新たな契約方法への移行について、会員に向けて周知・説明を行いスムーズに移行できるよう努めるとともに、対象となる発注者へも契約方法の移行説明を行い契約締結に向けての周知を図る。
- (2) 会員への就業依頼や仕様書明示では事務処理が煩雑になることが想定されている。今後、就業依頼など一連の事務上の手続きについては、電磁的方法による明示などが必要不可欠となるため、デジタル化を進めて業務の効率化や紙ベースの配布物の削減を図るとともに、シルバー人材センター全体のITリテラシーの向上に努める。
- (3) 新たな契約方法へ移行するにあたり必要になる会員のITリテラシー向上については、事務局へデジタル化専用窓口を設置し、きめ細かくサポートする。